

浜松市建設工事等の入札及び契約等に関する資料公表要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)並びに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日閣議決定)に基づき、市が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託(以下「工事等」という。)の入札及び契約等に関する資料の公表について必要な事項を定める。

(公表の対象となる工事等)

第2条 この要領の対象となる工事等は、当該年度に発注することが見込まれる工事等(予定価格(消費税および地方消費税相当額を含む)が130万円を超えるものに限る。)とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって、市の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円以下であって詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できる工事を除くものとする。

(公表の方法)

第3条 この要領により公表する資料は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第3項外の規定による公衆の閲覧に供する方法の告示(平成23年4月1日浜松市告示第249号)に定める方法により公表する。また、ホームページによる閲覧に供することに努めるものとする。

(工事等の発注の見通しに関する資料の公表)

第4条 工事等の発注の見通しに関する資料の公表は、次の各号に掲げる事項を記載した一覧表(以下、「一覧表」という。)を作成して行う。

- (1) 入札及び契約の方法
 - (2) 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
 - (3) 入札予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約の締結予定時期)
- 2 一覧表の公表の時期及び期間は、次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表する。
- (1) 4月1日以降で当初予算の成立後速やかに
 - (2) 7月1日及び10月1日並びに1月4日以降で補正予算成立後速やかに
- 3 一覧表に、「公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更、中止又は追加がありうる」旨を明記するものとする。

(工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する資料の公表)

第5条 工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する公表資料は次の各号に掲げるものとする。

(1) 通則的資料

- ア 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱
- イ 指名競争入札の参加者を選定する基準の運用基準
- ウ 入札参加者の資格審査において等級区分を定めた場合は、当該区分の基準
- エ 浜松市建設工事入札参加資格者名簿
- オ 浜松市入札監視委員会要綱
- カ 浜松市の建設工事及び建設工事関連業務委託に関する苦情処理要領
- キ 浜松市一般競争入札要領
- ク 浜松市入札後審査型一般競争入札要領
- ケ 浜松市低入札価格取扱要領
- コ 浜松市建設共同企業体取扱要綱
- サ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱
- シ 入札参加停止になった業者の名称、入札参加停止措置期間及び入札参加停止措置理由
- ス 浜松市優良工事施工業者選考要領
- セ 浜松市入札談合情報処理要領
- ソ 談合情報があった工事の名称及びその処理の概要
- タ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領
- チ 浜松市発注の公共工事等からの暴力団及びその関係者排除連絡会議設置要領
- ツ 浜松市電子入札運用基準
- テ 浜松市総合評価落札方式による競争入札要領
- ト 浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領
- ナ 浜松市建設工事の予定価格の入札前公表要領
- ニ 浜松市公共工事等の前金払等実施要領
- ヌ 浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領
- ネ 建設工事における入札保証取扱要領
- ノ 浜松市建設工事等の特定調達契約に係る競争入札要領
- ハ 浜松市業務委託等の特定調達契約に係る郵便入札要領

(2) 一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約に共通する公表資料

- ア 予定価格及び予定価格の積算内訳
- イ 調査基準価格及び最低制限価格を設定した場合、当該価格
- ウ 低入札価格調査を行った場合、浜松市低入札価格取扱要領第6条に規定する調査の結果の概要及び調査結果に対する総括意見並びに浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議の審査結果
- エ 入札結果等に係る公開資料

(3) 一般競争入札に付した場合、前号に加えて公表する資料

- ア 一般競争入札参加資格
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名
 - ウ 一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
 - エ 一般競争に関する苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- (4) 指名競争入札に付した場合、第2号に加えて公表する資料
- ア 指名した業者名および指名の理由
 - イ 指名に関する苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- (5) 随意契約によることとした場合、第2号に加えて公表する資料
- ア 随意契約の理由書
 - イ 随意契約に関する苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- (6) 契約の内容等に関して公表する資料は、第2号のエに掲げる資料とする。この場合、落札業者を契約業者と読み替えるものとする。
- (7) 契約金額の変更を伴う契約変更をした場合、当該工事の内容及び契約変更の理由
- 2 入札及び契約の過程に関する資料の公表の時期及び期間は次の各号によるものとする。
- (1) 前項第1号に掲げる資料は、この要領が施行された後速やかに公表する。
- 前項第2号、第3号のイ、ウ、第4号のア、第5号のア及び第7号の資料は、その入札等又は契約事務が終了後直ちに公表する。
- 第3号のア、エ、第4号のイ及び第5号のイは、当該処理の決定後速やかに公表する。
- (2) 前項第1号に掲げる資料は、シ及びソを除き、その有効期間中公表する。
- 前項第1号のシ及びソ並びに前項第2号から第7号の資料の公表期間は、公表した年度の翌年度の3月31日までとする。
- (建設工事関連業務委託の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する資料の公表)
- 第6条 建設工事関連業務委託の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する公表資料は次の各号に掲げるものとする。
- (1) 通則的資料
- ア 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱
 - イ 指名競争入札の参加者を選定する基準の運用基準
 - ウ 浜松市建設工事関連業務委託入札参加資格者名簿
 - エ 浜松市入札監視委員会要綱
 - オ 浜松市の建設工事及び建設工事関連業務委託に関する苦情処理要領
 - カ 浜松市一般競争入札要領
 - キ 浜松市入札後審査型一般競争入札要領
 - ク 浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領
 - ケ 浜松市設計等共同企業体取扱要綱

- コ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱
- サ 入札参加停止になった業者の名称、入札参加停止措置期間及び入札参加停止措置理由
- シ 浜松市入札談合情報処理要領
- ス 談合情報があった業務の名称及びその処理の概要
- セ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領
- ソ 浜松市発注の公共工事等からの暴力団及びその関係者排除連絡会議設置要領
- タ 浜松市電子入札運用基準
- チ 浜松市総合評価落札方式による競争入札要領
- ツ 浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領
- テ 浜松市公共工事等の前金払等実施要領
- ト 浜松市建設工事等の特定調達契約に係る競争入札要領
- ナ 浜松市業務委託等の特定調達契約に係る郵便入札要領
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約に共通する公表資料
 - ア 予定価格及び予定価格の積算内訳
 - イ 最低制限価格を設定した場合、当該価格
 - ウ 入札結果等に係る公開資料
- (3) 一般競争入札に付した場合、前号に加えて公表する資料
 - ア 一般競争入札参加資格
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した業者名
 - ウ 一般競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
 - エ 一般競争に関する苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- (4) 指名競争入札に付した場合、第2号に加えて公表する資料
 - ア 指名した業者名および指名の理由
 - イ 指名に関する苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- (5) 随意契約によることとした場合、第2号に加えて公表する資料
 - ア 随意契約の理由書
 - イ 随意契約に関する苦情処理申立て書面及び苦情処理回答書面
- (6) 契約の内容等に関して公表する資料は、第2号のウに掲げる資料とする。この場合、落札業者を契約業者と読み替えるものとする。
- (7) 契約金額の変更を伴う契約変更をした場合、当該業務の内容及び契約変更の理由
- 2 入札及び契約の過程に関する資料の公表の時期及び期間は次の各号によるものとする。
 - (1) 前項第1号に掲げる資料は、この要領が施行された後速やかに公表する。
 - 前項第2号、第3号のイ、ウ、第4号のア、第5号のア及び第7号の資料は、その入札等又は契約事務が終了後直ちに公表する。
 - 第3号のア、エ、第4号のイ及び第5号のイは、当該処理の決定後速やかに公表す

る。

(2) 前項第 1 号に掲げる資料は、サ及びスを除き、その有効期間中公表する。

前項第 1 号のサ及びス並びに前項第 2 号から第 7 号の資料の公表期間は、公表した年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

(工事施工に関する公開資料)

第 7 条 工事施工に関する公開資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浜松市建設工事監督要綱
- (2) 土木工事監督技術基準
- (3) 建築及び設備工事監督技術基準
- (4) 浜松市建設工事検査実施要綱
- (5) 工事検査事務処理要領
- (6) 土木工事検査技術基準
- (7) 建築及び設備工事検査技術基準
- (8) 浜松市工事出来高査定基準
- (9) 浜松市設計 V E 試行実施要領
- (10) 浜松市契約後 V E 方式実施要領
- (11) 浜松市契約後 V E 提案判定会設置要領
- (12) 一般競争入札における入札時 VE 方式試行実施要領
- (13) 浜松市入札時 VE 提案判定会設置要領
- (14) 浜松市建設工事下請負の適正化に関する要綱
- (15) 浜松市発注工事における工事看板へのコスト表示要領
- (16) 浜松市建設工事設計変更事務処理要領
- (17) 工事現場等における施工体制点検要領
- (18) 浜松市工事成績評定要領
- (19) 工事成績を記載した通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

2 工事施工に関する資料の公表の時期及び期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 前項第 1 号から第 18 号に掲げる資料は、この要領の施行後、前項第 19 号に定める資料は、当該資料の作成後、速やかに公表する。
- (2) 前項第 1 号から第 18 号に掲げる資料の公表期間は、有効期間中とし、第 19 号の資料の公表期間は、公表した年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行するとともに、第 3 条の方法により有効期間中公表するものとする。
- 2 浜松市建設工事等の入札に関する資料公開要綱(平成 7 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。